

都城市ファミリー・サポート・センター Q & A

(利用会員用：子育ての援助を受けたい方)



Q1 祝日に仕事になりそうです。託児の場所は選べますか？

A1 土日、祝日の託児の場所は双方の会員間で決めていただくことになります。また、事前にご予約があればセンターで連絡・調整します。

Q2 ファミサポ事業で援助してもらえる時間帯がよくわかりません。

A2 援助は基本的には、24時間・年中無休ですが宿泊をとともう援助はできません。また、ご依頼の内容によっては援助してくださる方が見つからない場合があります。

Q3 長時間の援助をお願いしたい日があるのですが、援助会員さんの負担が大きくなるので頼みづらいです。

A3 長時間の援助活動の場合は、途中で援助会員が交代します。そうすることで援助会員の負担を軽減するようにしていますので安心してご利用ください。

Q4 保育園の空きがなく仕事に出れません。保育園の代わりにファミサポを利用できますか。

A4 保育園待機児童のお預かりもできます。ただし教育的な対応はできませんので、あくまでも一時的な対応となります（都城市が保育の必要性を認めた場合は市の保育料完全無料化、国の幼児教育・保育無償化の対象となります）

Q5 朝から自分の体調が悪く病院に行きたいのですが、事前に予約していないと援助は頼めませんか。

A5 利用会員登録されている方であれば、急な残業や急用時のご依頼も、できるだけご希望に沿うよう対応しています。まずは連絡をください。

（急なご依頼の場合、顔合わせをした援助会員以外の方に援助活動をしていただく場合があります。この場合、活動の場所はセンター内に限定します）

Q6 明日援助をお願いしたい…。でもまだ顔合わせが済んでいないけど、こんな時はどうしたらいいですか。

A6 <託児の場合>急なご依頼の場合、会ったことのない援助会員に依頼することになりますので、センター内での託児に限りお受けいたします。

<送迎の場合>顔合わせがまだの場合、送迎の場所、お預かりする子どもの顔、支払い方法等確認が取れていませんのでお受けできません。

※ 令和元年度のファミリー・サポート・センター事業実施要綱改正により、顔合わせは必須となりました

Q7 うちの子は元気がいいので、若い援助会員さんにみてもらいたいと思っています。センターでは、どのように援助会員と利用会員を組み合わせるのでしょうか。

A7 センターでは、出来るだけ同じ地域にお住まいの方の中から、ご依頼内容に対応できる方を約2名ずつご紹介するようにしています。それは、送迎等が発生した場合の利便性と、地域の中でも声掛けのできる関係を築いていただきたいという思いからです。但し、ご本人がそれを希望されない場合はご相談ください。
また、援助会員に対しご要望があればお伝えください。できるだけご要望に沿う援助会員を紹介します。

Q8 急に託児をお願いしないといけなくなりました。今日は日曜日でセンターは休みなのですが、こんな時はどうしたらよいですか。

A8 センターの開設時間外に急に援助が必要になった時は、顔合わせの際に紹介された援助会員に直接連絡を取りご相談ください。または、お知り合いの方が援助会員登録されている場合は、その方に相談されても構いませんが、会員同士で調整された場合は、必ずセンターへご一報ください。(顔合わせを済ませないと、援助会員に相談ができません。そのために、利用予定がなくても顔合わせを済ませておかれることをお勧めします)

Q9 仕事の都合で、小学生の塾の送迎ができない日があります。こんな時も依頼できますか。

A9 はい。塾の送迎は援助活動の範囲です。現在、送迎の利用料金は片道1回(1時間以内)300円です。依頼された時間に子どもをお迎えに伺った時から料金が発生し、目的地に送った時間までを換算します。

Q10 いつも子どもと一緒にだと息がつまりそうになります。リフレッシュのために援助をお願いしたいのですが、ちょっと申し訳なく思います。理由を聞かれますか。

A10 ご利用の理由は問いませんので遠慮なくご利用ください。

Q11 子どもが生まれたばかりの頃に利用会員登録しましたが、今は小学生です。まだ利用したことがないのでこのままでも利用できますか。

A11 登録は子どもが12歳(小学6年生)になるまでは自動的に継続します。子どもの成長とともにご依頼の内容にも変化が生じてくるかと思しますので、新たなご依頼内容に合わせて再度援助会員を調整しますが、再度顔合わせが必要になることもあります。まずは連絡をください。

Q12 利用会員登録したくてもセンターに行けません。自宅まで来てもらえますか。

A12 センターまでの交通手段のない方や、体調の優れない方の登録や顔合わせにはご自宅まで伺います。遠慮なくご相談ください。(R6年4月より利用会員仮登録手続き実施予定)

Q13 紹介された援助会員さんでは不安があります。変更してもらえますか。

A13 センターにご相談下さい。再度調整いたします。また、変更したことでその後に不都合が生じることはありませんのでご安心ください。

Q14 病児・病後児援助活動を利用するにはどうしたらよいですか。

A14 センターでは、平成31年4月から病児・病後児援助活動を始めましたが、コロナ禍において活動が休止していました。しかし、令和5年度より病児施設への送迎において活動を再開しました。利用するには、事前の顔合わせが必要となります。詳しくはセンターまでお問い合わせください。

Q15 車での送迎中の事故の補償は、どうなりますか。

A15 送迎中の自動車事故は、センターが加入している移動サービス専用自動車保険で先行的に補償されます。

同時に、ファミリー・サポート・センター補償保険の中より、「サービス提供会員傷害保険」と「依頼子供傷害保険」も適用しますが、仮に、援助会員・利用会員の子ども以外の同乗者がいた場合は、補償保険の対象外となります。

Q16 援助活動中に事故が発生した場合、その責任はどうなりますか。

A16 会員間で行う相互援助活動は、援助会員と利用会員との準委任契約（民法第643条/民法第656条）に基づくものであり、援助活動中に発生した事故は、当事者である会員相互間において解決することとなっています。

センターは直接事故の責任を負う立場ではありませんが、道義上の責任は担っていますので事故の円満解決に向けて努力します。また、会員や会員の子どもに対する補償については、ファミリー・サポート・センター補償保険の補償の範囲内とします（活動のてびきP10参照）。法律上の責任の有無は、最終的には裁判で判断されます。





都城市ファミリー・サポート・センター

Q & A

(援助会員用：子育ての援助ができる方)



Q1 援助会員登録をしましたが、まだ一度も援助依頼がきません。どうしてでしょうか。

A1 援助の依頼はできるだけ同じ地域にお住まいの方をお願いするようにしています。その地域からの利用登録がなかったり、ご利用が発生しない場合は活動の機会がありません。一方、送迎等の増加により援助会員が不足している地区もありますので、地域を問わず活動の出来る方はセンターにお知らせください。

Q2 長く援助活動に携わらないと活動の手順や、講座で学んだことを忘れてしまいそうです。

A2 大丈夫です。活動の手順等につきましては、何度でもご説明いたします。また、援助会員養成講座の内容も以前より充実しています。学習したい項目だけ再度受講されても構いません。併せてフォローアップ研修会等も開催していますので、是非ご参加ください。

Q3 センターより、顔合わせにはよく声がかかりますが、実際の活動にはつながりません。どうしてでしょうか。

A3 基本的に、利用会員は登録と同時に顔合わせをしないと援助活動を依頼できません。センターではご依頼の内容に合わせて援助会員を探し、顔合わせを済ませて援助の依頼に備えますが、実際にはご利用にならないケースもたくさんあります。

Q4 顔合わせでお会いした利用会員さんがちょっと苦手でした。子どもさんもまだ小さくて不安です。顔合わせをしたら、絶対に自分が援助しないといけないのでしょうか。

A4 センターにご相談ください。再度調整いたします。また、変更したことでその後に不都合が生じることはありませんのでご安心ください。

Q5 チャイルドシートを持っていません…どうしたらよいでしょうか。

A5 未就学児の送迎等、チャイルドシートやジュニアシートが必要な場合はセンターから貸し出します。

Q6 室内犬がいますが自宅で活動できますか？

A6 子どもの中にはアレルギー体質の子もいます。犬に限らず室内でペットを飼っている場合は、事前にセンターにお知らせください。また、急にご自宅で援助活動を行う際は、必ず子どものアレルギーの有無を確認してください。

Q7 子どもがアトピーで引っ掻いてかわいそうなので、自宅に常備している薬を塗ってあげてもよいものでしょうか？

A7 認められません。アトピーの場合は特に注意が必要です。また薬を預かった場合には正しく処
方してください。

Q8 保護者の迎えが遅く子どもが空腹を訴えました。家のお菓子や、夕食を食べさせてもよいものでしょうか？

A8 基本的には子どもの食事やおやつは、利用会員が準備することになっていますが、時には予定通りにいかない場合も考えられます。その時のために、顔合わせ時に軽食提供やアレルギーの有無について確認しておきましょう。

また、夕食の依頼を受け自宅で提供した場合は、一食あたり 200 円を請求してください。ただし、善意で提供しても、事前に依頼されていない限り食事代は請求できません。

Q9 預かりの時間が長くて子どもが退屈してしまいました。どこかに出かけてもよいでしょうか。

A9 利用会員の同意なしに出かけることはできません。預かる子どもの年齢や時間等を考慮し、事前に利用会員の承諾を得ておくことをお勧めします。

Q10 予定していた終了時間に迎えに来れないとの連絡があり、買い物に行く時間がなくなりそうです。子どもを連れて買い物に行ってもよいものでしょうか。

A10 利用会員から延長の依頼がきたときに、一緒に外出してよいか確認してください。

Q11 センター休日時に、以前顔合わせした利用会員から直接援助依頼がありました。援助活動をしように思うのですが、どうしたらよいでしょうか。

A11 センターと連絡の取れない時間帯や曜日には、直接援助依頼がくることがあります。その場合はご自分の判断で返事をさせていただくことになります。また、援助活動をされる時は、センターの留守番電話にその内容を録音してください。（活動中に事故等が発生した場合に、その活動を証明し補償保険の対象とするため）

Q12 自宅で子どもを預かっていますが、少しの間だけ主人に頼んで出かけてもよいでしょうか。

A12 認められません。もしも事故が発生した場合に援助会員以外の方では補償保険の対象になりません。

Q13 主人の用事ついでに、自分も同乗して送迎の迎えに行きました。運転手は主人ですが大丈夫ですか。

A13 認められません。もしも事故が発生した場合に援助会員以外の方では補償保険の対象になりません。

Q14 援助活動中に預かった子どもに異変が生じたり、ケガ等したときはどのように対応すればよいでしょうか？

A14 すみやかにセンターと利用会員に連絡を入れてください。必要があれば救急車を呼んでください。連絡を受けたセンターは、利用会員や関係機関と連絡を取りながら早急の対策を立て、援助会員に助言するとともに一緒に行動します（図表：事故発生直後の対応の流れ参照）

Q15 車での送迎中の事故の補償は、どうなりますか。

A15 送迎中の自動車事故は、センターで加入している移動サービス専用自動車保険で先行的に補償されます。同時に、ファミリー・サポート・センター補償保険の中より「サービス提供会員傷害保険」と「依頼子供傷害保険」も適用しますが、仮に、援助会員・利用会員の子ども以外の同乗者がいた場合は、ファミリーサポート・センター補償保険は対象外となります。

Q16 預かった子どもから援助会員や援助会員の家族に病気が感染した場合、補償保険はどのように適用されますか。

A16 預かった子どもから病気に感染した場合は「会員傷害保険」及び「賠償責任保険」ともに適用されません。しかし、診察代などの一部をお支払いする「お見舞金制度」を設けています。詳しくは、センターまでお問い合わせください。

Q17 病児・病後児援助活動が始まったようですが、以前登録した援助会員も病気の子どもを看れますか。

A17 病児・病後児援助活動に携わるためには、24時間の援助会員養成講座を受講するか、この講座の中より、小児看護など必須となる項目を受講していただくことで活動に携わることができるようになります。

Q18 援助活動中に事故が発生した場合、その責任はどうなりますか。

A18 会員間で行う相互援助活動は、援助会員と利用会員との準委任委託契約（民法 643 条 /656 条）に基づくものであり、援助活動中に発生した事故は、当事者である会員相互間において解決することとなっています。

センターは直接事故の責任を負う立場ではありませんが、道義上の責任は担っていますので事故の円満解決に向けて努力します。また、会員や会員の子どもに対する補償については、ファミリー・サポート・センター補償保険の補償の範囲内とします（活動のてびきP10参照）法律上の責任の有無は、最終的には裁判で判断されます。



Q19 援助活動で得た報酬は申告が必要ですか。

A19 ファミサポの援助活動で得た報酬は、税法上「雑所得」となります。年間報酬が 20 万円を超える場合は課税対象となりますので、該当する方は申告を行ってください。



都城市ファミリー・サポート・センター

〒885-0077

宮崎県都城市松元町4街区14号 都城市総合福祉会館内

TEL・FAX 0986-26-3810

電話対応時間：通常業務 9:00~17:00

病児援助活動 8:30~18:00

センター開設時間 9:00~17:00/月~金

(土・日・祝日・年末年始は休みです)